協定書

時間外及び休日労働に関し、下記の通り協定する。

記

- 1. この協定における時間外労働とは、就業規則に定める所定労働時間を超えて労働させる場合をいい、休日労働とは、就業規則に定める所定休日に労働させる場合をいう。
- 2. 時間外労働または休日労働は、次の事由について必要ある場合に行うものとする。
- (1) ガスの製造及び供給に万全を期する為の諸設備の整備、修理保全もしくはこれに付随する業務の処理
- (2) 製造業務等勤務割による業務処理、及び欠勤者の代行
- (3) 建設工事、本支管工事及び特殊工事
- (4) 期限のつけられた調査、または書類の作成
- (5) 会議、出張、来客、その他の事由によりやむを得ないとき
- (6) その他特別の事由による業務処理
- 3. 時間外労働または休日労働を行う業務、及び従事する労働者の数は、次の通りとする。

業務の種類	労働者の数
事務・技術	
製造技術	
製造オペレーター	在籍労働者の
(パターン1)	全部
製造オペレーター	
(パターン2)	

4. 時間外労働の限度は原則として以下の表の通りとする。

業務の種類	一日の 最高延長時間	1ヶ月通算	1ヶ年通算
事務・技術 製造技術	14.0時間		
製造オペレーター (パターン1)	12.0時間	29.0時間	176.0時間
製造オペレーター (パターン2)	14.0時間		

5. 休日労働の限度は、原則として1ヶ月を通算して15時間20分とする。また、1ヶ年を通算して184時間とする。

- 6. 次のいずれかに該当する場合は、前第4項及び第5項の協定にかかわらず、協定の範囲を超えて時間外労働及び休日労働させることができる。
 - (1) 前第2項に該当する業務に従事する者の内、決算等特別な臨時的経営戦略展開に関わる業務、ガス洩れ・火災・地震その他の不測事態の処理などで、緊急で臨時的な業務に従事する場合。
 - (2) その他前1号に類似する臨時的業務について、労使協議の上やむを得ない事情と認められた場合。
- 7. 前項の特別条項に該当する月数は、第8項に記載の有効期間において6ヶ月を限度とする。また、特別に延長することのできる時間及び休日労働の回数の限度は以下の表の通りとする。

	時間外労働	休日労働
1ヶ月通算	6 0 時間	5回
1ヶ年通算	398時間	42回

さらに、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、2ヶ月から6ヶ月までを平均 して80時間を超えないものとする。

- 8. この協定の有効期間は、2025年4月1日より2026年3月31日までの期間とする。但し、正当なる事由に基づき必要あるときは、労使いずれかの申し立てにより、この協定の効力を一時中断することができる。中断したときといえども、協定の有効期限は変更しない。
- 9. この協定に定めのない項目については、関係諸法令によるものとする。また、この協定の運用について疑義を生じたときは、労使協議する。

以上

2025 年 3 月 /2 日

四 国 ガ ス 株 代表取締役社長 社長執行役員 四 国 ガ ス 労 働

四国刀人

執行委員長

労働 組 理 勝

. 合 * 左